

医薬品の適正使用検討特別委員会

(令和5年度)

医薬品の適正使用検討特別委員会報告書

広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会

委員長 松尾 裕彰

I. はじめに

薬剤師による「疑義照会」は薬剤師法第24条に規定されており、処方せんに疑わしい点があるときは、その点を処方医に確かめた後でなければ調剤してはならないとされている。また、薬局薬剤師の業務は、薬剤の調製などの対物中心の業務から、患者のフォローアップや処方提案などの対人業務へのシフトが求められていることから¹⁾、対人業務に基づく薬学的問合せを含む疑義照会は、近年、ますます重要となっている。

一方で、薬剤師法第23条に基づき医師の同意を求める事項や、保険請求上確認が求められる事項（疑義照会に該当しないいわゆる「形式的な問合せ」）は、疑義照会以上に多くあり、医薬品の流通が不安定になっていることと相まって患者・薬局薬剤師・処方医師それぞれの負担となっている。

このような状況の中、平成22年4月30日に発出された厚生労働省医政局長通知²⁾を根拠に、近年、一部の医療機関と一部の薬局間において院外処方せんにおける事前の取決め（プロトコル）に基づき、形式的な問合せ（剤形変更や規格変更等）を簡素化する取り組みが全国的に広がっている。令和4年7月11日に公表された厚生労働省の「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」とりまとめにおいても、問合せ簡素化のプロトコルによる業務効率化は、医療機関の医師や薬剤師等の業務負担の軽減や、患者が必要な医薬品を速やかに受け取ることが可能となるなどの利点があり、地域の薬剤師会が中心となり、病院薬剤師等と連携しながらその導入を推進していくべきであるとされている³⁾。

本県においても、一部の医療機関と一部の薬局間

において問合せ簡素化プロトコルが導入されているため、本委員会において、その運用等の実態を把握するとともに、利便性・実用性の向上に向けて課題を整理し、県としての将来的な方向性等について検討することとした。

II. 委員会開催状況

(1) 開催日

令和6年3月22日（月）

(2) 内容

問合せ簡素化プロトコルの認識及び導入状況、広域での問合せ簡素化プロトコルの導入可能性及び内容等についてアンケート調査を実施することとし、調査対象及びアンケート内容について検討した。

III. 次年度の活動

令和6年度は、令和5年度委員会での協議事項を踏まえて、アンケートを作成・調査を実施する。また、調査結果については、講演会等で発信することを予定している。

参 考 資 料

- 1) 患者のための薬局ビジョン～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～（平成27年10月23日付け策定厚生労働省医薬・生活衛生局総務課）
- 2) 医政発0430第1号「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成22年4月30日付け厚生労働省医政局長通知）
- 3) 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～（令和4年7月11日付け公表）

広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会

委員長 松尾 裕彰 広島大学病院薬剤部
委員 岡 和子 広島市健康福祉局保健部環境衛生課
岡田 史恵 広島県健康福祉局薬務課
小澤孝一郎 広島大学大学院医系科学研究科治療薬効学
落久保裕之 広島県医師会
角本 伸志 広島県介護支援専門員協会
谷川 正之 広島県薬剤師会
天間 裕文 広島県歯科医師会
豊見 敦 広島県薬剤師会
橋本 成史 広島県医師会
浜崎 忍 広島県看護協会
松井 富子 広島県訪問看護ステーション協議会